

## 生活環境に関する補助制度をご活用ください

### ●合併処理浄化槽維持管理費補助金 ※毎年申請が必要です。

**内容** 合併処理浄化槽を適正に維持管理している方への補助金  
**対象** 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、一般家庭住宅に設置された合併処理浄化槽（10人槽以下）を適正に維持管理している方  
**対象経費** 保守点検費用と法定検査手数料を合計した金額（町に申請する日の前日から過去1年間のもの）  
**補助金額** 対象経費の2分の1の額で、上限1万円（千円未満切り捨て）

### ●合併処理浄化槽設置費補助金 ※工事着工前に申請してください。

**内容** 単独処理浄化槽または汲み取り便槽から、合併処理浄化槽に入れ替える方への補助金  
**対象** 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、一般家庭住宅に補助指針に適合の合併処理浄化槽を設置する方

補助金額 (上限)	種別	人槽区分	設置費補助金	処分費補助金	配管費補助金
	転換 (入れ替え)	5人槽	41万2千円	9万円	15万円
		7人槽	49万4千円		
		10人槽	62万8千円		

**その他** 設置後は、浄化槽法に基づく法定検査を受検してください。

### ●再生可能エネルギー設備等普及促進事業補助金 ※工事着工前に申請してください。

**内容** 再生可能エネルギー設備等（太陽光発電システム・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）・定置用リチウムイオン蓄電池）を設置する方への補助金  
**対象** 自ら居住し、または居住しようとする、1戸建て住宅に再生可能エネルギー設備等を設置する方  
**補助金額** 各6万円

### ●家庭用生ごみ処理機器購入費補助金

**内容** 家庭用生ごみ処理機器を購入する方への補助金  
**対象** 購入した処理機器を常に良好な状態で維持管理できる方  
**対象機器** ①生ごみ処理機(生ごみを電動・手動でかくはんまたは加熱し、減量または堆肥化させる処理機)  
 ②生ごみ処理容器(生ごみを一定期間堆積することにより堆肥化させ、自家処理させる容器)  
**補助金額** ①本体購入費の2分の1以内で上限2万円（1世帯1基まで）  
 ②1基につき2千円以内（1世帯2基まで）

**その他** 過去に補助金を受けた年度から6年を経過し、新たに購入した場合、再度申請できます。

☎まちづくり整備課 生活環境担当

☎内線156・157

## 農地改良をお考えの方へ

農地に土を搬入する場合は、届出または許可が必要になります。

### 【農地改良とは】

農地改良とは、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為であり、単なる残土の処分を目的として行うものでなく、水はけの悪い農地に良質な土を入れ、農地としての利用価値を高めることです。

### 【農地改良の手続きの種類と概要】

#### 届出（農業委員会の受理）

次のすべての要件に該当する場合は、農業委員会に届出をすれば農地改良を行うことができます。

- ①農地改良等の面積が1,000㎡未満である。
- ②農地改良等の工事期間が1か月以内である。
- ③表土には、農作物の生育に適した耕作土を確保する。

#### 許可申請（埼玉県知事の許可）

- ①1,000㎡以上の農地の場合には、埼玉県知事あての許可申請が必要です。
- ②農地転用（一時転用）となりますので、申請用紙は農地転用（農地法第5条）を使用します。

#### ご注意ください

- ①500㎡以上の農地改良を行う場合には、越生町土砂のたい積の規制に関する条例による届出が必要です。
  - ②3,000㎡以上の農地改良を行う場合には、埼玉県土砂条例による許可が必要です。
- ※農地改良の届出・許可の申請書式は、越生町農業委員会事務局にお問い合わせください。

☎越生町農業委員会事務局

☎内線141

## 新・増築家屋の調査にご協力ください

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、令和3年1月2日以降に新築及び増築された家屋を対象に調査を実施しています。車庫や物置などの新築や多少の増築をした場合も、調査の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。調査にあたっては、税務課職員が日程をご連絡してからお伺いいたします。なお、事前に日時を指定したい場合や家屋を取り壊した場合は、ご連絡ください。※調査員（税務課職員）は、固定資産評価補助員証を携帯しています。不審と思われるときは、お知らせください。

☎税務課 課税担当

☎内線134・135

## 埼玉県警察からのお知らせ 東京オリンピック2020大会の安全・安心な開催に向けて

警察では、各会場を中心とする県内全域で警戒警備を強化します。安全・安心な大会を実現するため、次の点についてご理解とご協力をお願いします。 ☎西入間警察署 ☎284-0110

### テロの未然防止にご協力を！



大会は、テロの標的となる可能性が否定できません。皆さまの身近な場所で不審な物(者)に気づいた時は、迷わず警察または施設管理者等に通報をお願いします。

### ドローン等の飛行が禁止



競技会場、聖火リレールート等の周辺では、競技大会特別措置法に基づき、ドローン等の飛行が一時的に禁止になります。「トイドローン」でも規制対象になります。

### 交通混雑緩和にご協力ください



大会期間中は、選手らを輸送する関係車両が加わることで、一部の高速道路や会場周辺を中心に交通渋滞が予想されます。休暇の取得やテレワークのご協力をお願いします。

**遺言・相続 成年後見・終活** など  
 お困りごとはありませんか？  
 地域密着型、福祉と法律の専門家がご相談を承ります。お気軽にご連絡ください！  
 相談無料  
 社会福祉士 行政書士 山口 翔多  
 あなたの身近な法律パートナー  
 行政書士事務所はばたき ☎049-202-2681  
 【受付時間】9:00~20:00 日曜休

**ガラス修理**  
 断熱・防音・ガラス・サッシ  
 創業46年の実績と信頼  
 石井ガラス工業  
 TEL:292-4451 越生 992-2